

令和元年 6 月 7 日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 柴 口 里 則  
[公 印 省 略]

「民法の一部を改正する法律」に関する周知・ご協力のお願  
(ご連絡)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび厚生労働省より民法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 44 号)の施行に関して、周知と協力のご依頼が届きました。資料を添付しご連絡申し上げます。

令和 2 年 4 月 1 日から施行される「民法の一部を改正する法律」では、民法の契約等に関する規定(債権法)について「現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを適切に明文化すること」とされています。事業所における利用者との契約に関わる規定も一部ありますので、添付の改正内容に関するパンフレットも併せてご参照ください。

また、厚生労働省からの事務連絡には「なお、改正法の内容について御質問がある場合には、法務省民事局参事官室までお問い合わせください。」とありますが、質問に関しては当協会ですりまとめ、厚生労働省に報告をいたします。

ご質問がある場合は 6 月 19 日(水)までに当協会事務局(soumuka@jcma.or.jp)宛ご連絡をお願い申し上げます。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしく  
お願い申し上げます。

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会  
事務局 木村能子 担当：高木涼子 加藤恒子  
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階  
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778  
E-mail soumuka@jcma.or.jp